

ふじみ野市スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ふじみ野市スポーツ協会の行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 ふじみ野市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という）は、ふじみ野市のスポーツ・レクリエーションの振興に貢献しその功績が顕著な者及びスポーツ界で優秀な成績を修めた者に対し、スポーツ賞を贈りその榮譽を顕彰する。

2 前項に規定するスポーツ賞は、次のとおりとする。

- (1) 特別功労賞
- (2) 功労賞
- (3) 優秀選手賞

(表彰の基準)

第3条 特別功労賞は、ふじみ野市のスポーツ・レクリエーションの振興に貢献し、その功績が顕著な者に対して行う。

2 功労賞は、多年にわたりスポーツ協会に加盟する団体（以下「加盟団体」という）の発展に寄与し著しい功績があった者に対して行うものとし、各加盟団体1名以内とする。なお、具体的な基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 当該加盟団体の役員としての期間が通算して10年以上の者
- (2) スポーツ協会の理事又は役員としての期間が通算して10年以上の者
- (3) 当該加盟団体の役員又はスポーツ協会の理事又は役員としての期間が通算して10年以上の者（但し、重複する期間がある場合はその期間に1/2を乗じた期間とする。）
- (4) 前各号に規定する期間には、上福岡市体育協会及び大井町体育協会並びにその加盟団体に係る期間を通算するものとする。

3 優秀選手賞は、加盟団体に所属する選手でふじみ野市内に在住・在勤・在学する者又はふじみ野市内に在住・在学する小学生から高校生までの選手又はチームで、特に優秀な技量を発揮し他の模範と認められる者に対して行うものとし、具体的な基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 全国的規模をもって実施される大会（全国大会）に出場した者
- (2) 1都6県以上を対象として実施される大会（関東大会等）において、6位までに入賞した者
- (3) 全県的規模をもって実施される大会（埼玉県大会）において、3位までに入賞した者
- (4) 前(1)~(3)の種目は日本スポーツ協会及び日本レクリエーション協会の加盟団体の種目であり、主催は加盟団体であることとする。

(被表彰者の推薦)

第4条 ふじみ野市スポーツ協会会長（以下「会長」という）は、前条の規定に該当する者があると認めるときは、ふじみ野市スポーツ賞受賞候補者推薦書（様式第1号）により、別に定める期日までに、推薦するものとする。

2 加盟団体の長又は学校長は、前条第2項又は第3項の規定に該当する者があると認めるときは、ふじみ野市スポーツ賞受賞候補者推薦書（様式第1号）により、別に定める期日までに、会長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考)

第5条 前条の規定による推薦があつたときは、役員会において審議し、理事会に諮り決定するものとする。

(表彰の時期等)

第6条 表彰は、毎年総会において行うものとし、会長が賞状を授与して行うものとする。

2 前項の表彰には、記念品を贈呈することができるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか表彰に関し必要な事項は、役員会において定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。